

独立行政法人経済産業研究所職員給与規程

〔平成13年4月1日〕
規程第3号

改正 平成13年 5月 1日 平成13・04・19 独経研第 2号
改正 平成14年 1月 7日 平成13・12・27 独経研第 4号
改正 平成14年 11月 29日 平成14・11・19 独経研第 4号
改正 平成15年 12月 1日 平成15・11・13 独経研第 2号
改正 平成17年 7月 7日 平成17・07・06 独経研第 4号
改正 平成17年 12月 1日 平成17・11・28 独経研第 2号
改正 平成18年 3月 31日 平成18・03・30 独経研第 1号
改正 平成19年 3月 30日 平成19・03・28 独経研第 1号
改正 平成19年 11月 30日 平成19・11・30 独経研第 4号
改正 平成20年 4月 1日 平成20・03・31 独経研第 16号
改正 平成20年 9月 22日 平成20・09・19 独経研第 3号
改正 平成20年 11月 1日 平成20・10・31 独経研第 11号
改正 平成21年 12月 2日 平成21・12・ 2 独経研第 5号
改正 平成22年 4月 1日 平成22・03・25 独経研第 5号
改正 平成22年 9月 1日 平成22・08・27 独経研第 5号
改正 平成22年 12月 1日 平成22・12・ 1 独経研第 5号
改正 平成23年 3月 31日 平成23・ 3・25 独経研第 9号
改正 平成24年 3月 30日 平成24・ 3・19 独経研第 8号
改正 平成25年 3月 29日 平成25・ 3・25 独経研第 19号
改正 平成27年 1月 30日 平成27・ 1・23 独経研第 10号
改正 平成27年 3月 27日 平成27・ 3・26 独経研第 7号
改正 平成28年 3月 1日 平成28・ 2・25 独経研第 5号
改正 平成29年 2月 28日 平成29・ 2・20 独経研第 8号
改正 平成29年 5月 31日 平成29・ 5・30 独経研第 4号
改正 平成30年 1月 31日 平成30・ 1・25 独経研第 5号
改正 平成30年 3月 30日 平成30・ 3・26 独経研第 1号
改正 平成30年 6月 20日 平成30・ 6・19 独経研第 10号
改正 平成30年 7月 19日 平成30・ 7・12 独経研第 3号
改正 平成31年 2月 12日 平成31・ 2・ 4 独経研第 11号
改正 令和元年 6月 28日 令和元・ 6・24 独経研第 8号
改正 令和2年 2月 28日 令和2・ 2・26 独経研第 8号
改正 令和6年 5月 9日 令和6・ 5・ 2 独経研第 1号
改正 令和6年 7月 1日 令和6・ 6・27 独経研第 6号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に規定する研究所職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

- 2 職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して定めるものとする。
- 3 この規程は別に定める「研究職員等給与規程」が適用される者、任期付職員及び契約に別の定めのある職員については適用しない。任期付職員の給与については、個別の契約に定める。
- 4 この職員給与規程は、研究所の業務の実績を考慮し、かつ社会の一般の情勢に適合したものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本俸及び諸手当とする。

- 2 諸手当は、次のとおりとする。
 - 一 扶養手当
 - 二 管理職手当
 - 三 職務手当
 - 四 超過勤務手当
 - 五 休日給
 - 六 地域手当
 - 七 住居手当
 - 八 管理職員特別勤務手当
 - 九 通勤手当
 - 十 単身赴任手当

第2章 給与の決定、計算及び支払い

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、職員の指定する本人名義の口座への振込むことによって支払う。

ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接職員に支払う。

- 2 法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(給与の支給日)

第4条 職員の給与の支給定日は、毎月18日とし、その月額を全額を支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

(本俸の決定)

第5条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表1の本俸月額表によりその月額を定めて、これを支給する。

(初任本俸の基準)

第6条 新たに採用した者の初任本俸は、学歴、資格、職歴及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇給)

第7条 昇給は、職員各人の人事評価に基づいて年1回行う。

2 職員が昇給したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

3 第10条の2に規定する職員のうち55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、人事評価期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

(職務の等級)

第8条 職員の職務は本俸月額表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の標準的な職務の内容は次のとおりとする。

標準的な職務	職務の等級
特に重要な業務を所掌するディレクター及び研究コーディネーター	1等級
重要な業務を所掌するディレクター、研究コーディネーター、国際・広報コーディネーター及び副ディレクター	2等級
副ディレクター及びマネージャー	3等級
マネージャー、チーフ、チーフセクレタリー、特に困難な業務を所掌するスタッフ	4等級
困難な業務を所掌するスタッフ、セクレタリー	5等級
前各職務に掲げる以外のスタッフ、セクレタリー	6等級

(昇格)

第9条 昇格は、職員の格付けられた能力等級が必要とする職務遂行能力を十分満たし、直近上位の等級に格付けすることが適当と認められる場合に行う。

2 前項によるほか、能力、知識、経験又は業績が特に優秀と認められる場合には、理事長が特別に昇格させることができる。

3 職員が昇格したときにおいて受ける号俸等は別に定める。

(降格)

第9条の2 職務遂行能力が著しく低下し、若しくは不足していると認められるとき、勤労意欲を著しく喪失したと判断されるとき、又は、就業規則第54条の懲戒に該当する行為があったときは、理事長は当該職員を降格することができる。

(扶養手当)

第10条 職員のうち扶養親族を有する者には、扶養手当を支給する。ただし、次項第一号

及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、別表1本俸月額表にある1等級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。

- 2 扶養親族は次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 60才以上の父母及び祖父母
 - 五 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(別表1本俸月額表にある2等級の適用を受ける職員にあつては、3,500円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15才に達する日後の最初の4月1日から満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前項に規定するものの他、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(管理職手当)

第10条の2 管理職手当は、1等級、2等級、3等級のうち、ディレクター、研究コーディネーター、国際・広報コーディネーター及び副ディレクターに対して支給する。ただし、当該職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときを除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

- 2 管理職手当の額は、次の各号に定める額とする。

前項に掲げる職務にある職員	1等級	111,200円
	2等級	93,900円
	3等級	86,000円

(職務手当)

第11条 職務手当は、3等級、4等級のうち、マネージャー及びチーフに対して支給する。ただし、当該職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときを除く。)には、その月の職務手当は支給しない。

- 2 職務手当の額は、次の各号に定める額とする。

前項に掲げる職務にある職員	3 等級	34,400 円
	4 等級	27,000 円

(給与の日割計算)

第12条 月の途中で、異動を生じたときの職員の本俸、扶養手当、管理職手当、職務手当、地域手当、住居手当及び通勤手当の月額、発令の日及び異動の届出の日より起算し、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算により計算した額とする。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が、理事長の承認を得て研究所の業務以外の業務に従事するためにその勤務時間をさく場合においては、前項の規定にかかわらず、給与を減額しあるいは減額しないで支給することができる。

(超過勤務手当及び休日給)

第14条 超過勤務手当は、就業規則に定める休日以外の日、に、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給し、その支給額は所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

ただし、就業規則に定める休日以外の日、に、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

2 就業規則に定める休日に勤務することを命ぜられた職員(休日の振替を行った場合を除く。)には、休日に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、休日給として支給する。

3 前2項の規定は、第10条の2の職務にある職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額、職務手当の月額及び本俸月額に対する地域手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定労働時間

数で除して得た額とする。

(地域手当)

第 16 条 地域手当は、本俸、扶養手当、管理職手当、職務手当、の月額合計額に 100 分の 14 の割合を乗じて得た額を月額として支給する。

(住居手当)

第 17 条 自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）には次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額が 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- 一 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から 16,000 円を控除した額
- 二 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは 17,000 円）を 11,000 円に加算した額
- 2 第 20 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が住居するための住居を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、第 1 項の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第 10 条に規定する扶養親族で同条第 5 項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けて居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している場合には適用しない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項については別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第 18 条 第 10 条の 2 の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で第 14 条第 2 項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- 3 第 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に

定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、一月55,000円を上限とし、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、経済的かつ合理的と認められる通勤路線及び方法で登録された通勤経路による通勤に要する運賃等に相当する額を次の各号により算出し1ヶ月を単位として支給する。

- 一 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる通用期間のうち6ヶ月を超えない範囲での最長期間の定期券（等級の区分があるときは、最低の等級による）の価額を当該定期券の通用期間で除して得た1ヶ月あたりの額
- 二 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間について通勤21回分の運賃等であって最も低廉となるもの
- 三 通勤のため自動車その他交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員の場合、自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）に応じ、1ヶ月あたりそれぞれ次に定める額を支給する（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）。
 - イ 使用距離が片道5キロメートル未満である職員2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員28,000円
 - オ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員31,600円

2 通勤距離又は最寄駅までの距離片道1キロメートル未満のものについては、支給しない。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(単身赴任手当)

第20条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること

となった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、別に定める距離以上である職員にあってはその額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて、別に定める額を算出した額）とする。
- 3 国家公務員であった者又は国等の機関の職員等であった者から引き続きこの規程の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要であると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に決定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

第21条 職員が業務上又は通勤により傷病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 業務上又は通勤による行方不明に係る休職のときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満2年に達する迄は基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達する迄は基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 研究、共同研究及び業務外又は通勤によらない行方不明による休職は、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の70以内を支給する。
- 6 職員が刑事事件に関し起訴されたため休職を命ぜられたときは、その休職の期間中これに基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 7 職員が休職して兼職する場合は、給与を支給しない。

- 8 第1項から第5項までに定める職員が当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは当該各項の例による額の賞与を支給することができる。
- 9 第1項から第5項までに定める賞与の額は、国家公務員の退職者の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額とする。

(介護部分休業者の給与)

第22条 職員介護休業規程第12条の規定に基づき介護部分休業を取得した職員には、その期間の勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 介護部分休業を取得した職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護部分休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 前各項に規定するもののほか、介護部分休業取得者の給与について必要な事項は別に定める。

(育児部分休業者の給与)

第23条 職員育児休業等規程第12条の規定に基づき育児部分休業を取得した職員には、その期間の勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 育児部分休業を取得した職員が再び勤務するに至った場合には、当該育児部分休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 前各項に規定するもののほか、育児部分休業取得者の給与について必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第23条の2 職員が配偶者同行休業している期間については、給与を支給しない。

第3章 賞与

(賞与)

第24条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。ただし、職員が基準日1ヶ月以内に理事長の要請に応じ退職して、引き続き国家公務員等となった場合は、賞与は支給しない。

- 2 賞与の支給を受ける職員は、基準日現在において、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。
 - 一 無給退職者
 - 二 育児休業者（職員育児休業等規程第3条の規定に該当している職員をいう。）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

二の2 介護休業者（職員介護休業規程第3条の規定に該当している職員をいう。）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

二の3 配偶者同行休業者（配偶者同行休業規程第2条の規定に該当している職員をいう。）

三 刑事休職者（就業規則第36条第1項第四号の規定に該当する職員をいう。）

四 停職者（就業規則第54条第三号の規定に該当する職員をいう。）

3 賞与の額は、それぞれの基準日現在において、職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（表1の等級の欄に該当する職員にあっては、その額に本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額並びに本俸の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ表2に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として国家公務員の例に準じて理事長が定めた基準に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表3に定める割合を乗じて得た額に勤務成績を参酌して0.8から1.2の間の率を乗じて理事長が定めた額とする。

なお、在職期間は、職員給与規程の適用を受ける職員として在籍した期間から前項各号に掲げる職員として在籍した期間を除算した期間とする。ただし、休職（給与規程第21条第1項の適用を受ける休職者であった期間を除く）又は育児休業にされた期間については、その2分の1とする。

表1 職員の本俸に対する加算率

等級	管理職加算率
1等級、2等級のディレクター・研究コーディネーター・国際・広報コーディネーター・副ディレクター	100分の20
3等級の副ディレクター	100分の15
3等級、4等級のマネージャー・チーフ	100分の10
4等級のうち別に定める職員	100分の5

表2 管理監督の地位にある職員の本俸の月額に対する割増率

等級の区分	職務加算率
1等級	100分の25
2等級	100分の15
3等級	100分の10

（注）第10条の2に掲げる職務にある職員に適用する。

表3 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

4 国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号以下単に「法」という。）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）が引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して賞与を支給するときは、その国家公務員等として在職した期間は、この規定の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

5 賞与は、基準日 6 月 1 日は 6 月 30 日に、基準日 12 月 1 日は 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

第 4 章 雑則

（端数の処理）

第 25 条 この規定により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（施行細則）

第 26 条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別にこれを定める。

附 則（平成 13・04・01 独経研第 1 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・04・19 独経研第 2 号）

この規程は平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・12・27 独経研第 4 号）

この規程は平成 14 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 14・11・19 独経研第 4 号）

1. この規程は平成 14 年 11 月 29 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 24 条の改正後の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

2. 平成 14 年 12 月 10 日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 106 号）附則 5 の規定を準用する。

附 則（平成 15・11・13 独経研第 2 号）

1. この規程は平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正後の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 15 年 12 月 10 日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 141 号）附則 5 の規定を準用する。

附 則（平成 17・07・06 独経研第 4 号）

この規程は平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17・11・28 独経研第 2 号）

1. この規程は平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
2. 平成 17 年 12 月 9 日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 113 号）附則第 5 条の規定を準用する。

附 則（平成 18・03・30 独経研第 1 号）

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・03・28 独経研第 1 号）

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の 2 及び第 11 条の額について、平成 19 年 3 月 31 日にこの職員給与規程の適用を受けている職員にあっては、本俸月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 一 第 11 条第 1 項第一号に掲げる職務にある職員 | 100 分の 20 |
| 二 第 11 条第 1 項第二号に掲げる職務にある職員 | 100 分の 8 |

附 則（平成 19・11・30 独経研第 4 号）

この規程は、平成 19 年 11 月 30 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20・03・31 独経研第 16 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20・09・19 独経研第 3 号）

この規程は、平成 20 年 9 月 22 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20・10・31 独経研第 11 号）

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21・12・2 独経研第 5 号）

この規程は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
ただし、第17条及び第19条の改正後の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22・3・25 独経研第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22・8・27 独経研第5号）

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22・12・1 独経研第5号）

1. この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
ただし、第14条第1項の改正後の規定は、平成23年4月1日から適用する。
2. 第10条の2に規定する職員のうち55歳を超える職員（対象となる職員の始期については、55歳に達した日後の最初の4月1日）については、平成22年12月1日から当分の間、俸給及び職務手当の支給に当たっては、月額に100分の1.5を乗じて得た額を減ずることし、その終期については「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）において当該規定に関する改正があった場合、これを準用する。

附 則（平成23・3・25 独経研第9号）

1. この規程は平成23年4月1日から施行する。
2. 独立行政法人経済産業研究所在外職員給与規程（平成13年4月1日規程第5号）は廃止する。
3. 子女教育手当支給に関する細則（平成13年4月1日細則第5号）は廃止する。
4. 在外職員の住居手当支給に関する細則（平成13年4月1日細則第6号）は廃止する。
5. 在外職員の扶養親族の経費自己負担による一時帰国について（平成13年4月1日通達第6号）は廃止する。
6. 在勤本俸・在勤加俸及び配偶者手当の支給期間について（平成13年4月1日通達第7号）は廃止する。

附 則（平成24・3・19 独経研第8号）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
2. 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間（以下「特例期間」という。）に支給する毎月の給与については、平成24年4月1日付施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定を準用し、本俸月額の支給に当たっては、本俸月額1～2等級の適用を受ける職員は100分の9.77を、3～4等級の適用を受ける職員は100分の7.77を、5～6等級の適用を受ける職員は100分の4.77の割合を乗じて得た額を減ずることとす

る。また、第10条の2に規定する管理職手当の支給に当たっては、同条に規定する等級の適用を受ける職員は職務手当に100分の10の割合を乗じて得た額を減ずることとする。

3. 第15条及び第16条に規定するそれぞれの額の算出に当たっては、前号の規定に基づく減額後の額を基礎とする。

4. 特例期間中の第24条に規定する6月及び12月の賞与の支給に当たっては、当該職員が受けるべき賞与の額に100分の9.77の割合を乗じて得た額を減ずることとする。

附 則（平成25・3・25 独経研第19号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27・1・23 独経研第10号）

この規程は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27・1・23 独経研第10号）

この規程は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27・3・26 独経研第7号）

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成28・2・25 独経研第5号）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29・2・20 独経研第8号）

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29・5・30 独経研第4号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30・1・25 独経研第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30・3・26 独経研第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30・6・19 独経研第10号）

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則（平成 30・7・12 独経研第 3 号）

この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

附 則（平成 31・2・4 独経研第 11 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元・6・24 独経研第 8 号）

1. この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
2. 令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 10 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の同条第 3 項の規定の適用については、同項中「2 等級」とあるのは「1 等級及び 2 等級」とする。

附 則（令和 2・2・26 独経研第 8 号）

1. この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 17 条の改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6・5・2 独経研第 1 号）

1. この規程は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6・6・27 独経研第 6 号）

1. この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

独立行政法人経済産業研究所本俸月額表

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	496,400	392,000	337,300	247,200	209,800	156,900	66	605,900	514,000	465,400	373,800	322,200	238,800
2	498,900	394,200	339,900	249,400	212,300	158,400	67	606,700	514,900	466,500	375,100	323,700	239,700
3	501,300	396,700	342,700	251,900	214,800	159,900	68	607,400	515,800	467,500	376,200	325,200	240,300
4	503,800	399,200	345,200	254,200	217,400	161,400	69	608,100	516,700	468,500	377,300	326,600	241,300
5	506,200	401,700	347,700	256,500	219,600	162,800	70	608,800	517,600	469,500	378,500	328,100	242,100
6	508,700	404,000	350,400	258,700	221,800	164,400	71	609,500	518,500	470,500	379,500	329,600	242,900
7	511,000	406,300	353,100	261,000	224,100	165,900	72	610,200	519,300	471,500	380,500	331,000	243,600
8	513,300	408,700	355,400	263,100	226,100	167,400	73	610,900	520,000	472,500	381,400	332,400	244,400
9	515,600	410,900	358,100	265,400	228,200	168,900	74	611,600	520,800	473,500	382,300	333,800	245,400
10	518,000	413,500	360,700	268,000	229,900	170,800	75	612,300	521,600	474,300	383,200	335,200	246,100
11	520,200	416,000	363,300	270,400	232,000	172,600	76	612,900	522,300	475,200	384,800	336,600	247,100
12	522,600	418,400	365,800	272,600	233,900	174,500	77	613,500	523,000	476,100	385,700	338,000	248,000
13	525,000	421,000	368,000	275,300	235,900	176,500	78	614,100	523,700	477,000	386,600	339,400	248,900
14	527,200	423,500	370,600	277,400	238,000	178,600	79	614,700	524,400	477,800	387,600	340,700	250,000
15	529,500	426,000	372,800	279,700	240,100	180,900	80	615,300	525,100	478,600	388,400	342,100	251,200
16	531,700	428,500	375,300	281,900	241,800	183,100	81	615,900	525,800	479,200	389,400	343,300	253,000
17	534,000	431,000	377,700	284,600	243,900	185,400	82	616,400	526,400	479,900	390,300	344,700	254,100
18	536,300	433,500	380,200	286,700	245,700	187,100	83	616,900	527,000	480,600	391,200	346,100	255,300
19	538,600	436,000	382,700	289,100	247,600	189,100	84	617,400	527,600	481,300	392,100	347,500	256,400
20	540,900	438,500	385,100	291,200	249,400	190,700	85	617,900	528,200	482,000	393,000	348,900	257,500
21	543,200	440,500	387,600	293,400	251,100	192,100	86	618,400	528,800	482,700	393,700	350,200	258,700
22	545,500	442,900	390,100	295,500	252,700	193,700	87	618,800	529,300	483,300	394,600	351,500	259,800
23	547,600	445,000	392,500	298,100	254,400	195,000	88	619,200	529,800	483,900	395,400	352,800	260,800
24	549,800	447,200	394,900	300,700	255,500	196,600	89	619,600	530,300	484,500	396,200	354,100	261,800
25	552,000	449,500	397,300	302,900	257,300	198,100	90	620,000	530,700	485,000	397,000	355,400	262,900
26	554,000	451,900	399,600	305,400	258,900	199,500	91		531,100	485,500	397,800	356,700	263,700
27	556,000	454,300	402,100	307,700	260,300	201,100	92		531,500	486,000	398,600	358,000	264,800
28	558,000	456,500	404,400	310,300	261,900	202,400	93		531,900	486,500	399,400	359,300	265,700
29	560,100	458,500	406,600	312,800	263,600	203,800	94		532,300	486,900	400,200	360,500	266,800
30	562,100	460,500	408,800	315,400	265,100	204,600	95		532,700	487,300	401,000	361,700	267,800
31	564,400	462,500	410,900	317,900	266,500	205,600	96		533,100	487,700	401,600	362,900	268,900
32	566,000	464,500	412,800	320,400	268,000	206,800	97			488,100	402,300	364,100	269,900
33	567,800	466,300	415,400	322,600	269,900	208,000	98			488,500	403,000	365,300	271,000
34	569,500	468,200	417,100	325,000	271,300	209,100	99			488,900	403,700	366,400	271,900
35	571,200	470,000	418,900	327,200	273,000	210,300	100			489,300	404,400	367,500	273,000
36	572,900	472,600	420,700	328,800	274,300	211,300	101			489,500	405,100	368,300	273,700
37	574,300	474,400	422,400	330,600	276,100	212,600	102			489,900	405,800	369,300	274,700
38	575,600	476,300	424,200	332,300	277,900	213,700	103			490,300	406,500	370,300	275,600
39	576,900	477,900	426,100	333,800	279,300	215,000	104			490,700	407,200	371,300	276,600
40	578,300	479,400	428,000	335,600	281,100	216,100	105			491,100	407,900	372,300	277,500
41	579,700	481,000	429,700	337,300	282,500	217,100	106			491,500	408,400	373,300	278,500
42	581,000	482,900	431,500	339,100	284,200	217,900	107			491,900	409,100	374,300	279,500
43	582,300	484,400	433,200	340,900	285,900	219,100	108			492,300	409,800	375,300	280,500
44	583,600	485,900	434,900	342,600	287,700	220,000	109			492,700	410,500	376,300	281,500
45	584,900	487,500	436,600	344,300	289,300	221,100	110			493,100	411,200	377,300	282,500
46	586,100	489,200	438,300	345,900	291,000	221,900	111			493,500	411,900	378,300	283,300
47	587,300	490,700	440,000	347,400	292,400	222,800	112			493,900	412,600	379,300	284,300
48	588,500	492,100	441,500	349,000	293,800	223,500	113			494,300	413,300	380,300	285,300
49	589,700	493,500	443,100	350,600	295,500	224,500	114			494,700	414,000	381,300	286,300
50	590,800	494,900	444,600	352,200	297,200	225,300	115			495,100	414,700	382,300	287,300
51	591,900	496,300	446,100	353,800	298,800	226,500	116			495,500	415,400	383,300	288,300
52	593,000	497,700	447,600	355,300	300,400	227,300	117			495,900	416,100	384,300	289,300
53	594,000	499,000	449,100	356,700	302,100	228,100	118			496,300	416,800	385,300	290,300
54	595,200	500,300	450,600	358,100	303,700	229,000	119			496,700	417,500	386,300	291,300
55	596,200	501,600	451,900	359,500	305,200	229,900	120			497,100	418,200	387,300	292,300
56	597,200	502,800	453,200	360,900	306,700	230,800	121			497,500	418,700		
57	598,200	504,100	454,500	362,300	308,900	231,600	122			497,900	419,400		
58	599,100	505,300	455,800	363,600	310,200	232,600	123			498,300	420,100		
59	600,000	506,500	457,100	364,900	311,600	233,600	124			498,700	420,800		
60	600,900	507,700	458,400	366,200	313,100	234,200	125			499,100	421,500		
61	601,800	508,800	459,500	367,500	314,600	235,200	126			499,500	422,200		
62	602,700	509,900	460,700	368,800	316,100	235,900	127			499,900	422,900		
63	603,500	511,000	461,900	370,100	317,700	236,600	128			500,300	423,600		
64	604,300	512,000	463,100	371,400	319,300	237,500	129			500,700	424,300		
65	605,100	513,000	464,200	372,500	320,800	238,400	130			501,100	425,000		